

**医療分野・保育分野・介護分野における
生産性向上の取組について
(中小企業等経営強化法の実施状況等)**

2016年11月2日

厚生労働省

医療業における生産性向上の取組について

【現状認識】

- 医療サービスは人が支えるサービス。医療等従事者の勤務環境に配慮する必要がある。
↓
- 医療サービスの安定的提供のため、医療等従事者の勤務環境の改善等を通じた人材確保、ICTの活用等を通じたコスト削減が重要。
- 本年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づき、112件の経営力向上計画を認定。
(H28.10.27現在)

<取組の詳細>

1. 中小企業等経営強化法について

(事業分野別指針で事業者を求める取組例)

- 医療従事者の勤務環境改善による離職率の低下
- ICTの活用等によるコストの削減等
- サービスの質の向上による利用者満足度の上昇

2. 認定件数

- **112件** (H28.10.27現在)

内訳： 歯科診療所・・・77件 歯科技工所・・・29件
療術業(※)・・・3件 一般診療所・・・2件
病 院 ……1件

※療術業…あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

<主な認定事例>

○歯科診療所

- ・ CAD/CAM(※)を導入することで、それまで歯科技工所に委託していた補綴物の製作を、院内で行えるようにする。

※CAD/CAM(computer aided designing/computer aided manufacturing)…PC上で設計(CAD)し、設計に基づき削り出し(CAM)を行い、補綴物を作成するコンピュータ支援設計・製造ユニット

○歯科技工所

- ・ CAD/CAMを導入することで、それまで手作業で行っていた補綴物の製作をICT化し、高品質な技工物を提供できるようにする。また、技術習得に必要な人材育成の時間を大幅に短縮する。



保育分野における生産性向上の取組について

【現状認識】

- 少子高齢化の一方、女性の就労が進んでおり、保育所等の利用率は上昇傾向。
- 保育所等の数は増加傾向にある。しかし、利用ニーズに追いついていないため、都市部を中心に待機児童が発生。
- 収入が公定価格によって決まっており、また、保育は一定期間継続して行うことが多いため、収入変動が少ない。
- 保育所等における保育は、人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識・技術を持った保育士の存在が重要。

【課題】

- 保育の受け皿の増加に伴い、保育士不足が顕著（有効求人倍率：2.44倍（平成28年1月時点））。
- 平均勤続年数について、全職種の12.1年に対して、保育士は7.6年となっており、退職理由として「仕事が多い」、「労働時間が長い」という回答が多い。

＜取組の詳細＞

- 保育所等において、経営力を向上させるためには、**外部の評価を適切に反映**するとともに、**人材育成機会**や**人事管理体制**を充実させ、**勤務環境の改善**に努めることが必要。
- 中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を策定し、その中で、事業者には以下の取り組みを求めている。
 - －保育士等の育成・評価を行う体制の整備により、職員のキャリアアップの仕組みを構築
（例：研修機会の確保、賃金テーブルの整備）
 - －ICTを活用した内部業務の効率化による保育士の業務負担軽減
（例：タブレット機器を活用した職員間の情報共有の促進）
 - －外部の評価を積極的に受け、サービス内容を改善
（例：第三者評価の実施、財務諸表などの整備・分析）
- 事業分野別指針のさらなる普及には、好事例の収集に加え、生産性向上に対する現場の意識改革が必要
（民間の調査では、約1割の保育所ではノートPCの導入なし）

＜主な認定事例＞

○認定件数

- －3件（平成28年10月27日現在）
（株式会社2件、合同会社1件）

○具体的な認定事例

- ・社内研修に加え、年3回の外部研修を取り入れることにより、サービスの質を高める。
- ・入園から退園にいたるプロセスを網羅的に管理できるシステムを構築し、保育士の負担を大幅に軽減。

＜その他生産性向上の取組＞

- 平成27年度補正予算において、保育所等におけるICT化（指導計画やシフト表作成用のシステム購入）に要する費用の一部を支援している。
（システム購入費として、1か所当たり最高100万円）
- 平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」においては、第三者評価の受審に係る費用の一部を補助している。
（5年に1回の受審に当たって、費用の半分程度を補助）

介護分野における生産性向上の取組について

【現状認識】

- 高齢化が進む中で介護需要が増加し、介護サービスやそれを担う人材の確保が必要。
↓
- ニッポン一億総活躍プランに基づき、介護ロボット・ICT等の次世代型介護技術の活用等により、働く方の負担軽減と介護サービスの生産性向上を図る。
- 本年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づき、8件の経営力向上計画を認定。(H28.10.27現在)

<取組の詳細>

1. ICTの活用に向けた取組について

○平成27年度補正予算において、ICT活用の有無に応じた業務プロセス等の実態把握及び比較分析を先行調査として行った。

○平成28年度当初予算においては、上記により得られた知見を踏まえ、居宅サービス事業所等がICTを活用した業務効率化に取り組む場合の効果検証を行うとともに、業務効率化に向けた手引きを策定する。

2. 介護ロボットの活用に向けた取組について

○平成28年度当初予算において、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業や、介護ロボットを活用した効果的な介護技術を構築するためのモデル事業等を実施している。

○平成28年度補正予算においては、介護施設等において、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を実施する。

3. 中小企業等経営強化法について

(1) 事業者を求める取組例

○同法に基づく事業分野別指針を策定し、事業者に以下の取組を求めている。

－記録の作成・保管等の業務について情報システム導入による情報共有等の円滑化
(例：タブレット機器を活用した職員間の情報共有の促進)

－介護ロボット導入による業務負担の軽減
(例：介護ロボットを活用した職員の業務負担の軽減)

(2) 認定件数

－8件(H28.10.27現在)

(3) 認定事例(通所介護事業所)

－タブレット機器を導入し、サービス実施記録等の作成を効率的に行うことで、職員の負担軽減を図る。